

基準 2 教育組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2 - 1 - : 学科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到係る状況）

学科，学級数，入学定員及び履修コースは学則（資料 2 - 1 - - 1）に定めている。

資料 2 - 1 - - 1

「学科，学級数，入学定員及び履修コース」

第 3 章 学科，学級数，入学定員及び教職員組織

（学科，学級数，入学定員及び履修コース）

第 7 条 学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員
機械工学科	1	40人
電気情報工学科	1	40人
電子制御工学科	1	40人
環境都市工学科	1	40人
建築学科	1	40人

2 電気情報工学科に，次の履修コースを設ける。

電気電子工学コース

情報工学コース

3 前項の履修コースの選択，決定方法等については，別に定める。

4 校長は，教育上有益と認めるときは，異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

（出典 岐阜工業高等専門学校学則）

学校の沿革を学生便覧及びホームページ（資料 2 - 1 - - 2）に示している。

資料 2 - 1 - - 2

「学校の沿革」

岐阜工業高等専門学校（以下，本校）は，産業界の強い要望により，中堅技術者の養成の高等教育機関として，昭和 38 年 4 月 1 日に設置されました。設立時の学科構成は，機械工学科，電気工学科，及び土木工学科の 3 学科であり，入学定員はそれぞれ 40 名でありました。昭和 38 年 岐阜県各務原市鵜沼中学校の仮校舎で開校式と第 1 回入学式が挙行され，昭和 39 年 岐阜県本巣郡真正町の本校舎に移転し，現在に至っています。

この間，昭和 43 年度に岐阜県下の高等教育機関として初めてである 建築学科（入学定員 40 名），昭和 63 年度には電子制御工学科（入学定員 40 名）が増設されました。また，平成 5 年度には土木工学科が環境都市工学科に改組され，平成 7 年度には 電子システム工学専攻 と 建設工学専攻の 2 つの専攻科が設置されました。平成 12 年度には電気工学科が電気情報工学科に改組されました。

現在では，5 学科・2 専攻，学生数 1,040 名規模の教育・研究機関に発展してきております。

（出典 ホームページ）

各学科では、教育目標を反映した共通の目標、工学一般に共通する目標及び学科独自の教育目標を掲げている。学校の教育目標と一般科目及び各学科の教育目標との関連を資料 2 - 1 - - 3 に示す。

資料 2 - 1 - - 3

「学校の教育目標と学科の学習・教育目標の対応」

7. 教育目標（準学士課程）の具体的な学習・教育目標への展開及び対応学科

目標	(1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成	(2) 基礎学力を身につけ、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成	(3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術とを駆使する能力を備えた技術者の育成	(4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成	(5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成
(A-1)倫理	人文・自然			人文	
(A-2)技術者倫理				専門	専門
(A-3)芸術・体育	人文・自然				
(B-1)計画能力	専門	専門			専門
(B-2)実践能力	専門	専門			専門
(C-1)日本語			人文		
(C-2)外国語			人文		
(D-1)理学		自然・専門基礎			
(D-2)基礎工学		専門			
(D-3)専門共通		専門			
(D-4)専門		専門			専門
(D-5)異分野		専門			
(E)情報技術		専門			

は主体的に対応、

(出典 平成18年度教員会議資料より抜粋)

一般科目及び専門基礎の担当教員によって、専門学科の共通部分を担当している。専門学科では (B) デザイン能力及び (D) 専門知識・能力の分類で学科独自の教育目標を掲げている。

専門学科が掲げている専門工学の知識・能力に関する独自の教育目標を資料 2 - 1 - - 4 に示す。

資料 2 - 1 - - 4

「専門知識・能力に関する学科別の教育目標」

<p>機械工学科</p>	
<p>(D - 4) 機械設計技術者としての基礎知識を身につけ、この深度化と体系化を図るため次の 4 つの能力を修得する。</p> <p>(1) 強度が保証され安全に利用することができる機械を設計するための材料の力学に関する能力</p> <p>(2) 空気あるいは液体などの流体の力学的挙動を把握し、これを機械設計に適用する能力</p> <p>(3) 機械の動力、あるいは利用効率に関わる物質の熱的な挙動を力学的に評価し、これを機械設計に適用する能力</p> <p>(4) 機械の運動、あるいは振動についての力学的挙動を理解し、これを機械設計に適用する能力</p> <p>(D - 5) 機械工学とは異なる技術分野にも興味を持ち、これらと機械工学の知識とを複合する能力の基礎を養う。</p>	
<p>電気情報工学科</p>	
<p>(D - 4)) 電気電子コース・情報コースにて、両コースに共通する基礎知識をバランス良く身につけるとともに、社会の要求に応え高度な専門技術と知識を修得していける能力を身につける。</p> <p>(1) 電気・電子・情報工学の基礎となる主要な知識を身につけ、その応用能力を身につける。</p> <p>(2) 電気電子コースでは、電気・電子工学分野の基礎知識を身につけ、応用的な専門技術や知識を自立的に修得していける能力を身につける。</p> <p>(3) 情報コースでは、電子・情報工学分野の基礎知識を身につけ、応用的な専門技術や知識を自立的に修得していける能力を身につける。</p>	
<p>電子制御工学科</p>	
<p>(D - 4) 電子制御工学の専門分野における基礎知識を身につけ、それを活用して電子制御システムを運用できる能力や、社会の要求に応じて専門知識と技術を修得していける能力を養う。</p> <p>(1) 電気・電子工学を基礎とした電子制御工学分野に関する基礎知識と考え方を身につける。</p> <p>(2) 制御・情報、機械を基礎とした電子制御工学分野に関する基礎知識と考え方を身につける。</p>	
<p>環境都市工学科</p>	
<p>(D - 4) 専門分野としての環境都市工学において以下の基本的な知識および考え方を身につける</p> <p>(1) 人類が自然災害から国土を守り快適で安全な生活を支えるための社会基盤の整備に関する基本的な知識および考え方を身につける。</p> <p>(2) 自然と共生・調和し環境負荷の低減を考慮した「循環型の都市づくり」の創造に関する基本的な知識および考え方を身につける。</p> <p>(D - 5) 各自が環境都市工学の主要 4 分野（構造系、水理系、土質系、計画・環境系）の内、もっとも得意とする分野とは異なる分野にも興味を持ち、これらと得意とする分野の知識とを複合する能力の基礎を養う。</p>	
<p>建築学科</p>	
<p>(D - 4) 建築学の専門分野の基礎知識を身につけ、さらに、専門性とその体系化をはかるために、次の分野に必要とされる能力と技術を修得する。</p> <p>(1) 建築・都市に関わる社会的・地域的な視点を養い、よりよい生活空間を機能的かつ芸術的観点から計画する能力と設計に必要な技術</p> <p>(2) 建築室内および外部空間において、省エネルギーを考慮しつつ適正な環境を保持するための環境要素の予測、評価、調整の方法と設計に必要な技術</p> <p>(3) 建築物の内外で安心して社会活動が営めるよう、構造上安全な建築空間ならびに構造形態を計画する能力と設計に必要な技術</p>	
<p>(出典 平成 17 年度教務会議資料より抜粋)</p>	

(分析結果とその根拠理由)

機械工学科，電気工学科及び土木工学科を設置し，時代の要請とともに建築学科及び電子制御工学科を増設した。社会の進歩に見合った教育課程の変革を行うため，土木工学科を環境都市工学科に改組した。電気工学の幅広い需用に答え，学生の適正にあった選択を可能にするため，電気工学科を電気情報工学科に改組し，第四学年に電気電子工学コースと情報工学コースのコース制を導入した。

東海地区は自動車産業等を中心とした機械系や制御系の技術者，電気電子工学関係の技術者あるいはソフトピアに代表されるような情報系のベンチャー企業から要請のある情報技術者への要望が高い。また，木曾三川に代表される環境都市（土木）技術者や建築家への要望も高い。地域の要望に答えることのできるバラエティに富んだ学科構成であり，教育目標の一つである「教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成」と整合しており，地域貢献するために適切なものである。

学校の目的（達成しようとしている基本的な成果）は各学科が掲げた養成すべき人材像や学力，資質・能力に関する具体的な学習・教育目標に展開し整合が取れている。

以上のように，学科の構成は教育の目的を達成する上で十分に適切なものとなっている。

観点 2 - 1 - : 専攻科を設置している場合には，専攻科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校専攻科は，平成 7 年 4 月に，2 専攻，定員 20 名で開設され現在に至っている。専攻科に設置される専攻と各専攻の入学定員は学則（資料 2 - 1 - - 1）に定められている。

資料 2 - 1 - - 1

(専攻科及び入学定員)

第 39 条 専攻科の専攻及び入学定員は，次のとおりとする。

電子システム工学専攻 12 人

建設工学専攻 8 人

(出典 岐阜工業高等専門学校学則)

専攻科の二専攻の概要と，本科の学科との関係は学校要覧(資料 2 - 1 - - 2)に示されている。

専攻科

本校では、「電子システム工学専攻」「建設工学専攻」の2専攻があります。本校の「環境システムデザイン工学教育プログラム」は、本科4、5年及び専攻科1、2年のカリキュラムによって構成されます。

電子システム工学専攻

電子システム工学専攻は、機械工学科、電気工学科、電子制御工学科を母体とする専攻であり、広くこれらの出身分野での学習を生かしつつ、その境界領域分野の諸問題にも対処できる様、カリキュラムが構成されています。本専攻では、エネルギー消費労働の代替のみならず、人間の知的労働をも分担し、個人及び社会の知的活動能力を拡充していくための、ヒューマンフレンドリーな知的機能システムを開発する能力を修得することを目指します。

本専攻の専門展開科目の内容は次の二つに大別されます。第一は、機械の分野を基盤とする、知的機械システムに要求される物理的機能の解析とその機構の構築に関する授業科目であります。第二は、電子の分野を基盤とする、上記構造物の物理的機能を制御し、それに必要な情報を収集・伝達・解析・評価する方法ならびに装置に関する科目であります。

建設工学専攻

建設の課程は大きく分類して企画・計画・設計・工事計画・施工・保守管理にまとめられます。高専・大学など高等教育機関ではこれまで主として設計・施工などの建設における即効性のある部門に対処して来たと言えます。しかし、最近の社会ニーズの多様化に伴い、設計に至るまでの環境アセスメント、建設後の地域環境保全、歴史的景観との調和などが重視されるようになり、人間社会と自然との調和ある開発を行うための企画部門の重要性が一層認識されています。これらの問題に対応する技術の著しい高度化に対処し、研究・開発できる技術者を養成します。

(出典 学校要覧)

(分析結果とその根拠理由)

専攻科の構成は、本科の全ての学科からの道を確保している。各専攻の教育内容は、学科の教育内容を拡充し発展させる形で展開されており、また、本科の隣接する学科の学生と共同で学ぶ体制となっており、専門分野の視野の拡大に大きく寄与している。さらに、JABEE認定された「環境システムデザイン教育プログラム」は、これら2専攻を跨ぐ形で設けられている。専門共通科目においては他専攻の学生と共同で授業を受け、他専攻の開講科目を受講して修得した単位を修了に必要な単位の一部に当てることが可能であり、専攻科で取扱う工学の全般について知見を広げることが出来る。

県下18の大学と単位互換協定を結び、e-Learningによって、本校で開講されることの少ない文科系の科目について、その分野の専門の講師の講義を受けて単位を取得できる。

これらの制度は、本校の教育目標に大きく寄与している。

観点 2 - 1 - : 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

全学的なセンターとしては図書館を除くと、情報処理センターと実習工場がある。前者は教育目標の「先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成」のために設置している。情報処理センター運営規程(資料 2 - 1 - - 1)では、コンピュータ利用に伴う教育及び研究の援助を謳っている。

資料 2 - 1 - - 1

「情報処理センター運営規程」

岐阜工業高等専門学校情報処理センター運営規程

制定昭和50年2月19日

学校規則第 9 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程第 6 条第 4 項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)の情報処理センターの円滑な運営並びに適正な維持、管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における情報処理センターとは、メインシステム室、第 1 演習室、第 2 演習室、第 3 演習室、サブシステム室及び事務室をいう。

(センター長の職務)

第 3 条 情報処理センター長は、校長の命を受けて次の事項を掌理する。

一 情報処理センターの運営及び管理に関すること。

二 コンピュータ利用に伴う教育及び研究の援助に関すること。

三 コンピュータ利用に伴う企画、調査、研究開発に関すること。

四 コンピュータの運転、維持、管理及び保守に関すること。

五 情報処理センターの広報活動に関すること。

六 コンピュータ利用に伴う教育及び研究等の刊行物の発行に関すること。

七 その他コンピュータに関すること。

(事務)

第 4 条 情報処理センターの庶務は、庶務課において処理する。

(情報処理センターの利用)

第 5 条 情報処理センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則(平成 16 年学校規則第 20 号)

この規程は、平成 16 年 5 月 12 日から施行する。

(出典 学生便覧)

情報処理センター利用内規を、時間外にも利用できるように配慮している。(資料 2 - 1 - - 2)

資料 2 - 1 - - 2

「情報処理センター利用内規規程」

岐阜工業高等専門学校情報処理センター利用内規

制定昭和50年2月19日

(目的)

第1条この内規は、岐阜工業高等専門学校情報処理センター運営規程第5条の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)の情報処理センター(以下「センター」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の学生で教職員が利用を承認した者
- 三 その他校長が許可した者

(利用の手続)

第3条センターの諸施設等を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ利用申込書に所定の事項を記入の上、これをセンター長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらずセンター長が特に必要と認めた場合は、利用の手続を変更することができる。

(利用の制限等)

第4条次の各号の一に該当する利用申込みは、これを承認若しくは許可しないものとする。

- 一 利用の内容が情報処理センター設置の目的に反するもの。
- 二 その他センター長が利用を不相当と認めたもの。

(利用方式)

第5条センターの利用は、次の各号に掲げる方式によるものとする。

- 一 メインシステム室の利用方式は、原則としてクローズドショップ制とする。
- 二 第1 演習室、第2 演習室、第3 演習室及びサブシステム室の利用方式は、原則としてオープンショップ制とする。

(利用できない日)

第6条次の各号に掲げる日は利用できない。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 三年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、国民の祝日に関する法律による休日を除く。)
- 四 春季、夏季、冬季及び学年末の休業期間中の土曜日
- 五 雄志寮が閉寮期間中の土曜日
- 六 その他センター長が必要と認めた日

2 前項にかかわらずセンター長が特に必要と認めた日は利用することができる。

(利用時間)

第7条センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、延長又は短縮を行う。

- 一 平日8時30分から20時まで
(ただし、17時以降は第1演習室のみ利用可能)
(ただし、雄志寮が閉寮期間中は17時まで)
- 二 土曜日9時～16時まで

(ただし、第1演習室のみ利用可能)

2 前項の利用時間以外に利用しようとするときは、あらかじめセンター長の許可を得なければならない。

(機器の操作)

第8条メインシステム室内の機器を操作できる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 本校の教職員で、センター長がコンピュータの使用について十分な知識と経験を有すると認めた者

二 本校の学生で、前号に定める教職員の指導のもとで操作する者

三 その他校長が許可した者

(利用の手引)

第9条利用者は、この内規に定めるもののほか別に定める「コンピュータ利用の手引」に従わなければならない。

(利用の取消、停止)

第10条利用者がこの内規に違反し、センターの運営に重大な支障を生じさせたとき、又は生じさせるおそれがあるとき、センター長は利用の承認又は許可を取り消し、若しくは利用を一定期間停止することができる。

附則

この内規は、平成17年8月24日から施行する。

(出典 学生便覧)

授業での利用状況を資料 2 - 1 - - 3 に示すように、全学的に使用されていることがわかる。

資料 2 - 1 - - 3

「情報処理センターでの授業利用状況」

岐阜高専情報処理教育・
研究報告 第33号 2006

平成17年度情報処理センター利用状況

		月			火			水			木			金			
		第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	
前期	I		情報処理 3 D 福永		情報処理 4 C 津村	機械工学演習 4 M 中谷	英語 A 1 C 亀山	英語総合 B 2 S K 亀山	ドイツ語 5 A 高原		英語 A 1 A 亀山						
	II	コンピュータ数値 II 2 C 廣瀬			情報処理 I 2 M 中谷	数値計算法 5 M 石丸		英語 A 1 M 亀山	ドイツ語 5 C 高原		情報処理 II 3 M 中谷						
	III	コンピュータ数値 I 1 C 鈴木 (正)	機械工学実習 4 M		情報処理 I 3 A 青木	機械設計製図 3 M 石丸・山村		電子制御設計製図 2 D 田中・畑中	機械設計製図 5 M 奥川	社会倫理学特論 2 S K 伊藤		情報工学 2 S K 池田・柴田					
	IV		石丸・片峯 稲葉・山村		電子制御工学実論 I D 福永			情報処理 2 D 福永									
後期	I	情報処理 4 C 鈴木 (孝)	設計製図 I 3 C 水野		情報処理 3 D 福永	英語 A 1 C 亀山	情報処理 I 3 A 柴田	ドイツ語 5 C 高原									
	II	コンピュータ数値 I 1 C 鈴木 (正)	電子制御設計製図 2 D 田中・畑中		建築工学実論 I 3 A 下村・青木	ドイツ語 5 A 高原	設計製図 II 4 C 水野	建築製図 II 2 A 青木・土井	情報処理 2 D 福水	英語 A 1 M 亀山	電子制御設計製図 3 D 白井・森	リモートセンシング 5 C 津村	英語 A 1 A 亀山				
	III	環境特論 5 A 角舎	機械工学実習 4 M		シミュレーション工学 5 D 藤田	電気電子設計製図 1 E 北川・二代	機械設計製図 3 M 石丸・山村	1 K (正)・鈴木(下)・廣瀬・下村・角舎・青木									
	IV	アドバンス制御 5 D 打田	石丸・片峯 稲葉・山村		電子制御工学実論 I D 福永												

授業時間以外の授業外利用の状況(資料 2 - 1 - 4)に示すように、多くの学生が利用している。

資料 2 - 1 - 4

「情報処理センターでの授業外利用状況」

平成17年度情報処理センター時間外利用実績

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
1日			31	11		12	17	0	14		27	
2日			14	16		16	10	5	10		34	
3日			9			14	9	9	36		25	
4日			17	17			6	12			34	
5日				17			8	29				
6日			4	7		6	8	2	2		23	
7日		4	21	3	14	4	5	10	5		38	
8日		7	5	12	8	25	16	19	8		27	
9日		8	7	20	12	12	7	7	7		28	
10日			6	7		37	24	15	17		36	
11日		3	14	18	21		12	10	9			
12日		10	15		6	4	9	6	16		12	
13日		9	6	9	7	4	11	9	9		31	
14日		11	15	3	2	2	14	14	13		24	
15日		4		9	4	6	14	19	19		13	
16日		21	11	19			0	15	21		18	
17日			18	15		11	3	20	25		16	
18日		7	6	20			9	24	12		22	
19日		15	7				6	30	18		9	
20日		8	6	9			1	15	36		12	
21日		20	20	8		8	7	17	18		19	
22日		9		12		4	21	15	大雪警報		6	
23日		21	24	21							28	
24日		7	16	11		31	11	31	41		11	
25日		7	7	19			9	9	31		29	
26日		7	11			12	17	22	29			
27日		12	6	13		28	18		3		58	
28日		17	36	16		23	15	28	27		45	
29日				11		34	45	11				
30日			11	6		15	15	15	20		20	
31日			17		8		13	13	34		34	
利用人数	200	293	316	154	8	317	318	392	274	392	513	3,177
開放平日	16	18	22	11	1	19	20	20	15	16	20	178
日数 土曜日	3	4	4	2	2	5	5	4	3	3	3	36

14.85

= 平日時間外開放日(17:00~20:00)
 = 土曜日開放日(9:00~16:00)
 = 時間外開放なし
 開放演習室(第1演習室) パソコン台数=49台

(出典 情報処理教育・研究報告第33号, 2006年)

「実践力を備えた技術者の育成」のために実習工場を設置している。運営規程を資料 2 - 1 - - 5 に示す。機械工学科及び電子制御工学科の実習(資料 2 - 1 - - 6)の他に、利用内規(資料 2 - 1 - - 7)に基づいて多くの学生が授業以外に高専祭やロボコン等で利用(資料 2 - 1 - - 8 及び資料 2 - 1 - - 9)している。授業以外の使用における学生の安全確保のために、資料 2 - 1 - - 10 に示すように、実習工場における安全教育及び利用講習会を開催している。

資料 2 - 1 - - 5

「実習工場運営規程」

岐阜工業高等専門学校実習工場運営規程

制定昭和63 年4 月1 日

学校規則第 8 号

趣旨)

第 1 条岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程第 7 条第 4 項の規定に基づく岐阜工業高等専門学校実習工場(以下「工場」という。)の運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(工場長の職務)

第 2 条工場長は、校長の命を受けて次の事項を掌理する。

一工場における学生の実習指導計画に関すること。

二工場における学生の実習指導に関すること。

三実験装置等の製作及び修理に関すること。

四工場の設備及び機械器具等の管理保全に関すること。

五実習用諸資材の保管及び実習準備に関すること。

六工場の安全管理に関すること。

七その他工場に関すること。

(庶務)

第 3 条工場の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

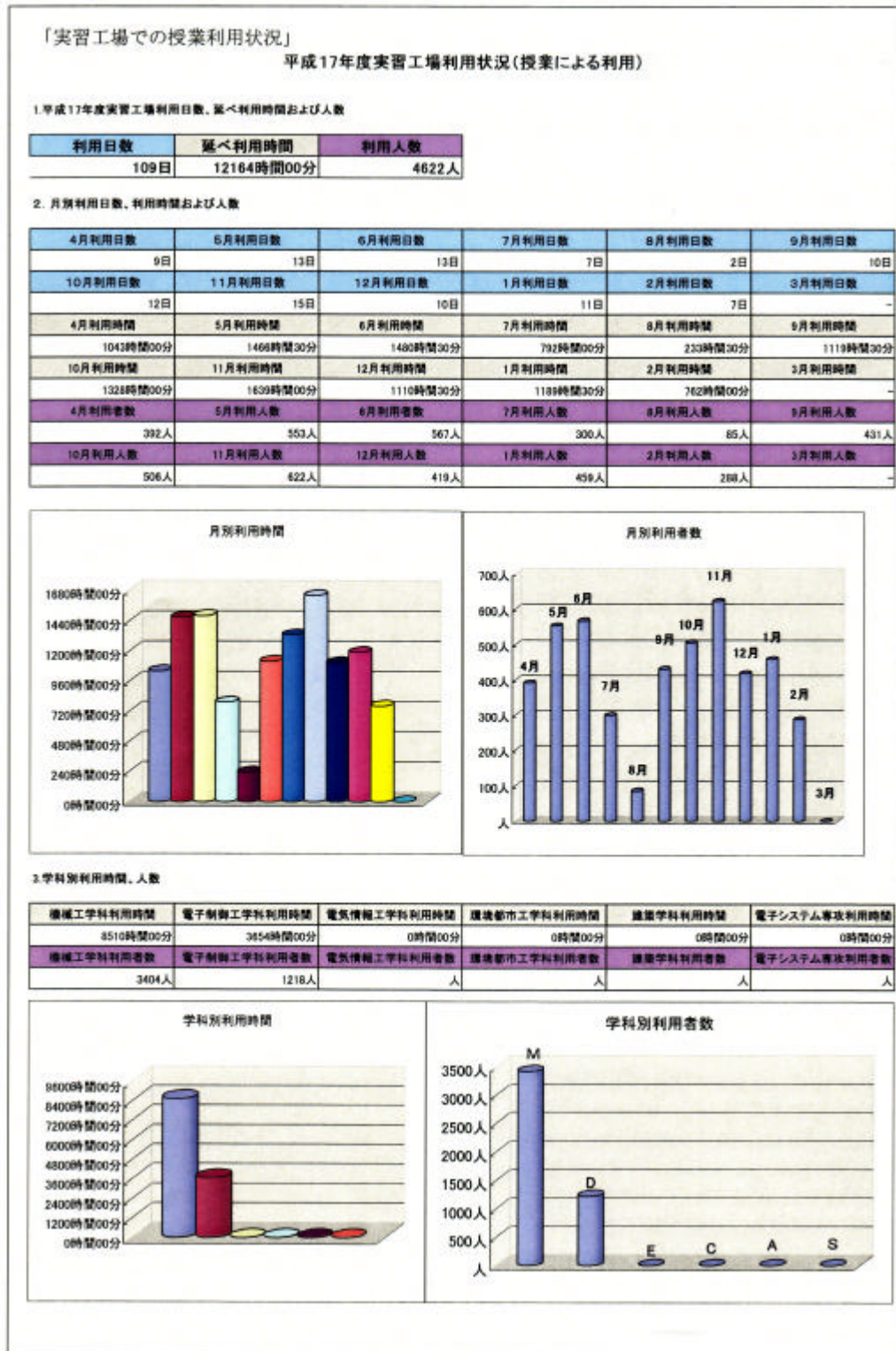
第 4 条工場の利用に関して必要な事項は、別に定める。

附則(平成 17 年学校規則第 6 号)

この規程は、平成 17 年 1 月 6 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(出典 学生便覧)

「実習工場での授業利用状況」



(出典 平成17年度実習工場資料)

岐阜工業高等専門学校実習工場利用内規

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校実習工場運営規程第4条の規定に基づく岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)の実習工場(以下「工場」という。)の利用に関して必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 工場を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に定める者とする。

- 一 本校の教職員で、機械器具類の利用について十分な知識と経験を有すると工場長が認めたる者
- 二 前号に該当する教職員の指導のもとで利用する本校の学生で、工場長が認めたる者
- 三 その他校長が許可した者

(利用の手続)

第3条 利用者が工場を利用しようとするときは、事前に実習工場利用申込書(別紙様式第1号)を工場長に提出し、承認を得なければならない。ただし、学生が工場における実習授業で利用する場合は、この限りでない。

2 実験装置等の製作及び修理を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、物品製作依頼伝票(別紙様式第2号)を工場長に提出し、承認を得なければならない。

(利用できない日)

第4条 次の各号に掲げる日は、原則として利用することはできない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 年末年始の休業日
- 四 その他工場長が必要と認めたる日

(利用時間)

第5条 工場の諸設備等の利用時間は、原則として9時から17時までとする。

2 前項の利用時間以外に利用しようとする者は、事前に実習工場時間外利用申込書(別紙様式第3号)を工場長に提出し、許可を得なければならない。

(安全作業の遵守)

第6条 利用者は工場の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 作業に相応しい作業服、帽子及び靴等を着用すること。
- 二 作業において必要な安全処置をとること。
- 三 機械器具類は、正しく、安全作業に務めること。
- 四 工場内の整理整頓に努めること。

(費用の負担)

第7条 実験装置等の政策及び修理に要した費用は、依頼者が負担する。

(利用の取消し及び停止)

第8条 工場長は、利用者が次の各号に掲げる場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を一定期間停止させることができる。

- 一 この内規に違反した場合
- 二 工場の運営に重大な支障を生じさせた場合
- 三 工場の運営に重大な支障を生じさせる恐れがある場合

附 則

この内規は、昭和63年4月1日から施行する。

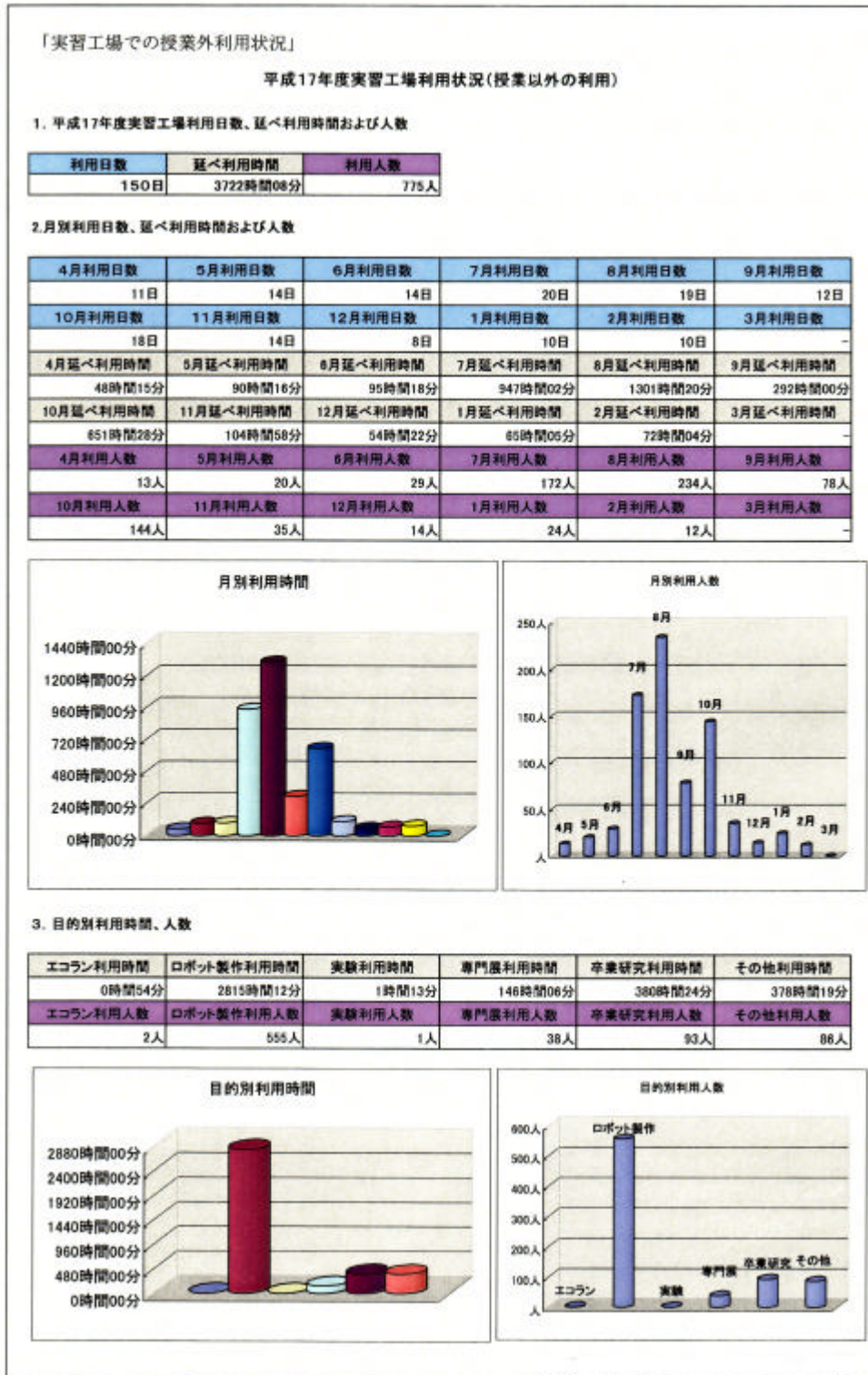
略

附 則

この内規は、平成17年1月6日から施行する。

(出展 岐阜工業高等専門学校規則集)

「実習工場での授業外利用状況」



(出典 平成17年度実習工場資料)

資料 2 - 1 - - 9

平成 17 年度実習工場授業時間外利用状況

1. 月別利用日数, 時間及び人数 (単位: 日, 時間, 人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	11	14	14	20	19	12	18	14	8	10	10	0	150
時間	48	90	95	947	1301	292	651	105	54	65	72	0	3722
人数	13	20	29	172	234	78	144	35	14	24	12	0	775

2. 学科別利用時間及び人数 (単位: 時間, 人)

学科名	機械工学科	電気情報工学科	電子制御工学科	環境都市工学科	建築学科	電子システム専攻	その他	合計
時間	1876	6	1447	191	150	42	10	3722
人数	373	4	305	31	31	28	3	775

3. 目的別利用時間及び人数 (単位: 時間, 人)

利用目的	プリント製作	エコ利用	実験利用	専門展利用	卒業研究利用	特別研究利用	合計
時間	2815	1	1	146	381	378	3722
人数	555	2	1	38	93	86	775

4. 物品製作依頼件数 (単位: 件)

学科名	機械工学科	電気情報工学科	電子制御工学科	環境都市工学科	建築学科	事務関係	その他	合計
件数	9	8	2	1	1	5	1	27

(出展 実習工場報告)

資料 2 - 1 - - 10

平成 17 年度実習工場における安全教育及び利用講習会

授業科目名等	対象者	人数	実施時間及び回数	合計実施時間
ものづくり入門	機械工学科 1年	43人	2.5時間×3回	7.5時間
機械工学実習	機械工学科 2年	41人	2.5時間×6回	15.0時間
電子制御工学実習	電子制御工学科 1年	42人	1.0時間×5回	5.0時間
実習工場利用講習会	実習工場利用者	26人	午前 3.5時間×2回	7.0時間
			午後 4.0時間×2回	8.0時間
合計		152人		42.5時間

(分析結果とその根拠理由)

「先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成」のため情報処理センターを設置している。
3 学級が情報関係の授業を並列開講できる。学生の要望に配慮し午後 8 時まで利用できる。

「実践力を備えた技術者の育成」のために実習工場を設置している。学生の要望に配慮し時間外の使用に対応している。また、講習会を実施するなど安全配慮にも努めている。

以上のように、センター関係の組織は、教育の目的を達成する上で十分に適切なものになっている。

観点 2 - 2 - : 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

(観点に係る状況)

「整備されているか」は規程、「必要な活動を行っているか」は議事要旨等で分析する。全ての学校運営は年 22 回開催する主管会議で決定する。主管会議の規程を資料 2 - 2 - - 1 に示す。

資料 2 - 2 - - 1

「主管会議規程」

岐阜工業高等専門学校主管会議規程

制定平成 16 年 2 月 4 日

学校規則第 1 号

(設置)

第 1 条岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、主管会議を置く。

(審議事項)

第 2 条主管会議は、次に掲げる事項を審議する。

一 本校学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項

二 中期計画・年度計画の策定に関する事項

三 組織、施設の設置改廃に関する事項

四 財務に関する事項

五 評価に関する事項

六 入学、進級及び卒業その他学生の身分に関する事項

七 教務に関する事項

八 学生支援に関する事項

九 その他本校の運営に関する事項

(組織)

第 3 条主管会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 校長

二 教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事

三 事務部長

2 構成員に事故があるときは、主管会議の議を経て代理の者を出席させることができる。

3 校長が必要と認めるときは、主管会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 主管会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故があるときは、教務主事が議長の職務を代行する。

(庶務)

第5条 主管会議の庶務は、庶務課において処理する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

具体的な運営は年16回開催する運営会議で決定する。運営会議の規程を資料2 - 2 - 2に示す。

資料2 - 2 - 2

「運営会議規程」

岐阜工業高等専門学校運営会議規程

制定平成16年3月4日

学校規則第2号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、運営会議を置く。

(目的)

第2条 運営会議は、本校の運営事項等に関し、協議することを目的とする。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 主管会議構成員

二 学科長

三 専攻科長

四 各主事の補佐

五 庶務課長、会計課長及び学生課長

六 その他校長が必要と認めたる者

2 校長が必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 運営会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故があるときは、教務主事がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 運営会議の庶務は、庶務課において処理する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

教務関係は年25回程度開催する教務会議(規程：資料2 - 2 - 3)で検討し実行する。

資料2 - 2 - 3

「教務会議規程」

岐阜工業高等専門学校教務会議規程

制定平成16年3月4日

学校規則第4号

(設置)

第1条岐阜工業高等専門学校に、教務に関する事項を審議するため、教務会議を置く。

(審議事項)

第2条教務会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

一教育課程の編成に関する事。

二授業及び試験に関する事。

三特別活動及び学校行事等に関する事。

四転学、転科、進級及び卒業の認定に関する事。

五退学（懲戒処分による退学を除く。）、休学、復学及び除籍に関する事。

六研究生及び科目等履修生に関する事。

七学生募集に関する事。

八学生の進学指導に関する事。

九その他教務に関する事。

(組織)

第3条教務会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一教務主事

二教務主事補佐

三各専門学科及び専門基礎から選出された教員各講師以上1名

四一般科目から選出された教員講師以上2名

五学生課長

2 教務主事補佐が選出された専門学科、一般科目又は専門基礎については、前項第3号又は第4号に規定する人数から1名を減ずるものとする。

(委員の職務)

第4条前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員は、教務会議が所掌する事項について教務主事及び教務主事補佐の職務を補佐するものとする。

(任期)

第5条第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教務会議の招集及び議長)

第6条教務会議は、教務主事が招集し、その議長となる。

2 教務主事に事故があるときは、教務主事補佐がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条教務会議の庶務は、学生課において処理する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

準学士課程及び専攻科課程の教育課程全体を企画調整するために、教務会議委員及び専攻科委員から構成されるカリキュラム検討WGを設置している。議事録の一部を資料2 - 2 - 4に示す。

資料2 - 2 - 4

「カリキュラム検討WGの議事録」

第5回カリキュラム検討WG(議事録)

日時：11/1(火) 10:00～10:40

場所：小会議室

出席者(敬称略)：

教務主事，専攻科長(カリキュラム検討WG長)，専攻科主任，教務主事補佐，
専攻科会議委員(清水・岡田・石丸・青木)，教務会議委員(出口)，専門基礎(小川)，
学生課長，教務係長，教務係主任(国枝)

議事

1. 本校本科における国際標準単位(60単位)の適用について

(参考資料) 大学単位化(60単位)の対応科目(案)・・・・・・・・・・ **別紙1**

例1(案)：現状を生かした場合(1単位：授業25時間+教室外20時間)

50分(2単位：100分授業)

例2(案)：該当科目を18回分実施した場合(1単位：授業15時間+教室外30時間)

50分(2単位：100分授業)

例3(案)：該当科目を15回分実施した場合(1単位：授業15時間+教室外30時間)

60分(2単位：120分授業)

国際標準単位を導入する場合、例1、例2、例3のいずれの方向で進めるかについて、

具体的な対応科目を提示しながら、再度各科の意見を収集する。

今回の検討

・試行的に導入した場合、具体的にどのような科目が大学単位に該当するかを学科ごとに選定した。

(対象科目)：人文・自然・専門基礎・MEDCA担当の科目

(基本的な理解)

1) JABEEとの対応などから、大学単位対象科目は4,5年の科目とする。

2) 該当科目はシラバスも変更され、教室外学習の方法・内容の明記が求められる。

内容：対象科目名，単位数(現行)，講義・演習・実験・実習の分類

・これらの結果をもとに、どのように導入するかを検討する。

(導入する/導入しない)，(対応学科/非対応学科)，(暫定的対応/抜本的カリキュラム改定)など

・大学単位化(60単位)の対応科目(案)の一覧は表-1のようである。

(出典 平成17年カリキュラム検討WG議事録)

本校全体の点検改善活動のためにスパイラルアップ会議を設置し、実施している。教育の継続的改善もスパイラルアップ会議で実施している。規程を資料2 - 2 - 5に示す。

資料2 - 2 - 5

「スパイラルアップ会議規程」

岐阜工業高等専門学校スパイラルアップ会議規程

制定平成17年1月6日

学校規則第2号

設置)

第1条岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、スパイラルアップ会議を置く。

(審議事項)

第2条スパイラルアップ会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一教育点検システムに関する事。

二学校運営の点検及び改善に関する事。

三各会議・委員会等からの活動報告書の点検評価及び改善に関する事。

四外部評価に対する点検評価及び改善状況の報告に関する事。

五その他点検評価に関する事。

(組織)

第3条スパイラルアップ会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一校長

二教務主事，研究主事，学生主事及び寮務主事

三専攻科長

四J A B E Eプログラム責任者

五点検評価・フォローアップ委員会委員長

六事務部長

七庶務課長，会計課長及び学生課長

八その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条前条第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び議長)

第5条スパイラルアップ会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条校長が必要と認めたときは、スパイラルアップ会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条スパイラルアップ会議の庶務は、庶務課において処理する。

附則

1 この規程は、平成17年1月6日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第8号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(出典 スパイラルアップ会議規程)

本校にはスパイラルアップ会議の構成員として点検評価・フォローアップ委員会（資料 2 - 2 - 6）があり、教育改善及び外部評価関連を担当している。

資料 2 - 2 - 6

岐阜工業高等専門学校点検評価・フォローアップ委員会規程

制定平成16年3月4日

学校規則第8号

（設置）

第 1 条 岐阜工業高等専門学校学則第 2 条第 3 項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、点検評価・フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 中期計画及び年度計画の評価に関すること。
- 二 認証評価に関すること。
- 三 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- 四 自己点検・評価結果の公表に関すること。
- 五 教育プログラムの改善や継続的な向上に関すること。
- 六 社会や学生の要望を考慮した教育プログラムの設定に関すること。
- 七 その他前各号に関連する必要な事項。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長が委員長として指名する者 1 名
- 二 寮務主事
- 三 教務会議，専攻科会議，学生会議及び寮務会議の各委員のうちから選出された者各 1 名
- 四 各学科及び専門基礎から選出された教員各教授 1 名及び講師以上 1 名
- 五 一般科目から選出された教員教授 2 名及び講師以上 2 名
- 六 事務部長
- 七 庶務課長，会計課長及び学生課長
- 八 委員長が指名する者若干名

(任期)

第4条前条第3号から第5号まで及び第8号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ校長が指名した者及び寮務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその組織を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条必要に応じ、委員会に、次のワーキンググループを置くことができる。

一 中期計画ワーキンググループ

二 自己点検・評価実施ワーキンググループ

三 学習評価フォローアップワーキンググループ

(庶務)

第8条委員会の庶務は、学生課において処理する。

附則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

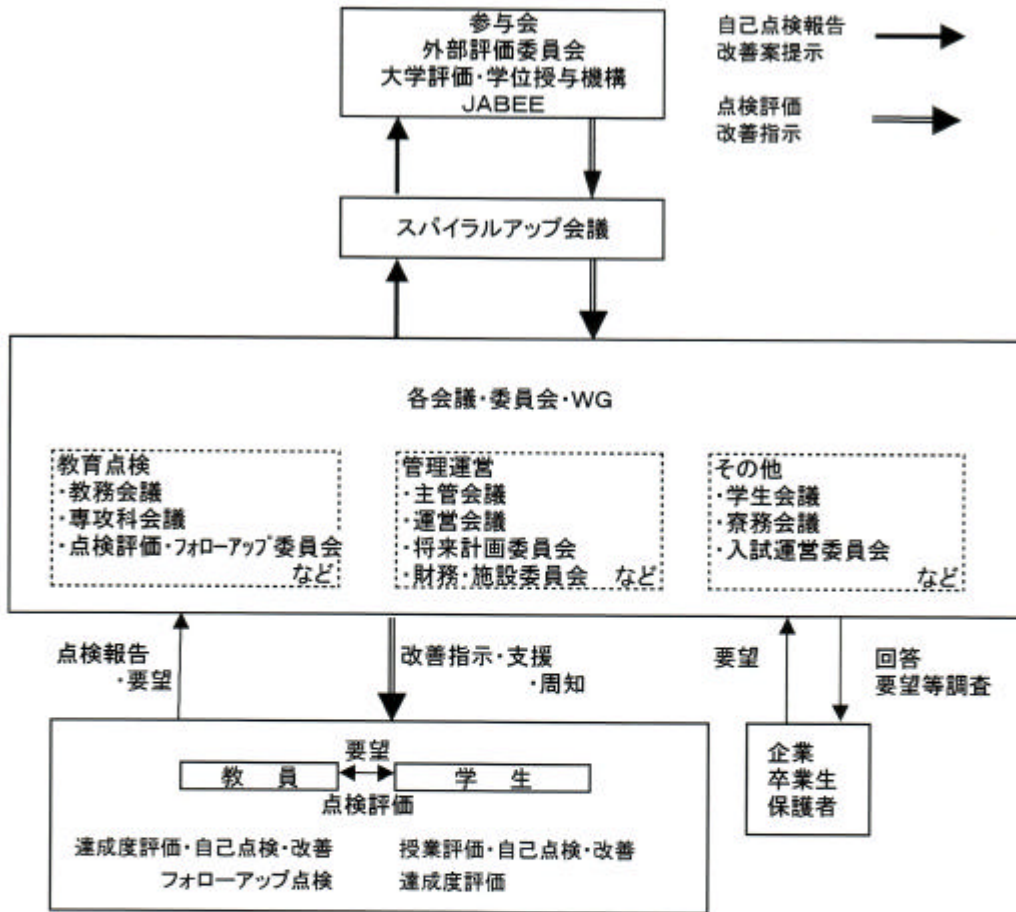
2 岐阜工業高等専門学校自己点検・評価検討委員会規程(平成4年1月29日制定)、岐阜工業高等専門学校自己点検・評価実施委員会要項(平成5年1月29日制定)、岐阜工業高等専門学校J A B E E等検討委員会規程(平成14年1月9日制定)及び岐阜工業高等専門学校学習評価フォロー・アップ委員会規程(平成14年1月9日制定)は、廃止する。

(出典 岐阜工業高等専門学校中期計画)

教育改善に適用した場合の具体的なシステム図を資料2 - 2 - 7に示す。

「教育改善のためのスパイラルアップシステム」

スパイラルアップ会議による教育点検システムの概略



スパイラルアップ会議による教育点検システムの概略

- 1) 年度末に各会議・委員会・WGは自己点検を行い、改善案を盛り込んだ活動報告書をスパイラルアップ会議へ提出する。
- 2) スパイラルアップ会議自体も自己点検する。
- 3) スパイラルアップ会議は活動報告書を点検評価し、改善状況を確認すると同時に問題点等を明らかにし、新たな改善を年度初めに指示する。
- 4) 結果は改善状況点検書に纏め、点検・評価・改善によりスパイラルアップしている状況を参与会に毎年報告し、教育点検システムの機能を点検する。
- 5) 学生及び教員はフォローアップ点検を実施し、恒常的・継続的に教育を点検・改善し、その状況を点検評価フォローアップ委員会に報告する。
- 6) 専攻科入学時に、学生はプログラムの学習・教育目標の達成度を自己点検し、専攻科会議に報告する。専攻科会議は専攻科修了判定時に達成度評価をする。
- 7) 意見箱を通じて学生及び教職員の要望を収集する。保護者の意見は地区懇談会、保護者懇談会、授業参観等を通じて収集する。教員会議で公開し、回答が必要なもの、対応が必要なものには対処する。企業及び卒業生の意見は定期的にアンケートを実施し、要望を取り入れる。
- 8) 教育点検システムの改善状況は、自己点検書、プログラム点検書等を提示し、数年ごとにJABEEあるいは外部評価委員会による外部評価を受ける。

(出典 スパイラルアップ規程添付資料)

教育改善に関する項目のスパイラルアップ点検・改善の実施例を資料2 - 2 - - 8に示す。

資料2 - 2 - - 8

「平成16年度スパイラルアップ点検改善実施例」

番号	点検項目	点検改善G	改善状況点検書 平成15年度末JABEE等検 討委員会による点検指摘事項 2004年3月、7月	改善案・事項 (中間報告平成16 年12月)	平成17年度スパイラルアップ点検 7年3月 活動報告書をもとに入 バイラルアップ会議で点検評価・ 結果	結果
1	基準1 学習・教育目標の設定と公開 (1) 自立した技術者の育成を目的として、 JABEE基準1の(a)-(b)の各内容を具 体化したプログラム独自の学習・教育目標 が設定され、広く学内外に公開されてい ること。また、それが当該プログラムに関 わる教員および学生に周知されているこ と。[1]	学習・教育目 標検討WG	学習・教育目標のより具体的な 表現と達成目標、達成度評価方 法、評価基準の設定を具体化す る必要がある。 学習・教育目標の具体的な目標・ 養成法・評価方法・評価基準等 を再構築する必要がある。 学級担任・主任などを通じて説 明について、証拠等を残してお くこと。	具体的な表現と、達成目標、達成 度評価方法及び評価基準を平成16 年度中に確定し、平成17年度以降 に実施できるように検討してい る。	平成17年度プログラム入学者を 対象に、スパイラルアップした目 標が設定された。周知と公開につ いてパンフレットで四月に確認を 要す。現時点ではW確認されれば A	A
1(2)	(2) 学習・教育目標は、プログラムの 伝統、質および卒業生の活躍分野等 を考慮し、また、社会の要求や学生の 要望にも配慮したものであること。	学習・教育目 標検討WG	社会の要求や学生の要望に配慮 する必要がある。 企業、学生、本番などの指摘 を受けて改善する必要がある。	企業及び学生を入れた学習・教育 目標検討会議及びJABEE執行審査・ 本審査の指摘事項を考慮して、現 在検討している。	企業、学生の要望を反映してい ることを資料で確認した。	A
2	基準2 学習・教育の質 (1) プログラムは4年間に相当する学 習・教育で構成され、124単位以上を 取得し、学士の学位を得た者を修了生 としていること。	学習・教育目 標検討WG	第三学年の科目を入れなくても 達成できるように検討する必要 がある。	工業高校からの編入学を考慮し、 本科4年以上で達成できるように 検討している。	一部、第三学年の科目が入ってい る。工業高校からの編入学生が4 年以上で確実に達成できるように システム化しているが、専攻科入 試による評価等を取り入れること が望まれる。	C

(出典 ホームページから一部抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

学校運営の主体的事業は主管会議及び運営会議において審議決定する。教育課程全体についてはカリキュラム検討WGを設置しその提案を上記の会議において審議する。教育課程の学科ごとの微細な変更等は教務会議で検討し、主管会議、運営会議で審議決定する。この組織運営は十分に機能している。

教育に関する全般的な点検・評価・改善は本校の点検・評価・改善システムであるスパイラルアップ会議をとおして継続的に実施し機能している。

以上のように、教育活動のPDCAのための組織を整備し実践している。企画調整及び検討・運営体制を整備し、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を十分に行っている。

観点 2 - 2 - : 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

(観点に係る状況)

教員ネットワークは教務会議で構築している。教員ネットワークの例を資料 2 - 2 - - 1 に示す。

資料 2 - 2 - - 1

「教員ネットワーク例」

平成 16 年度 第 1 回教員間ネットワーク会議(物理, 応用物理, 専門科目)議事録

文責: 上原

日時: 平成 17 年 2 月 2 日(水) 16 時 50 分 ~ 17 時 30 分 場所: 小会議室

参加者(カッコ内は主な担当科目)

藤垣(物理, 量子力学), 大野(応用物理, 応用物理, 応用物理学)

小川(応用物理, 応用物理, 統計力学), 木下教務主事(エネルギー変換工学)

議事進行 上原(化学, 物質化学)

議題

1. 低学年の物理教育の充実について

2 年物理の学習内容を 2 つ分けて教えている現状に対する問題点

担当の藤垣先生に現状をご報告いただいた。要旨は以下の通り。

2 年物理は各学科週 4 時間あるが、各学科を非常勤と 2 時間ずつ分けて受け持つことで、学科間の学習指導上の格差をなくし、学生が不利益を被らないよう配慮している。

1 学科 2 人ずつで受け持つため、学習進度の違いにより学習内容が重複する部分がある。

1, 2 年物理を非常勤で対応することの問題点

担当の藤垣先生にご報告いただいた。要旨は以下の通り。

授業に学生実験や演示実験は不可欠であるが、非常勤に実験をお願いすることが困難であり、実質出来ない。

従って、常勤で対応することが望ましい。

授業科目相互持合いの可否及び問題点

専門学科を代表して、教務主事より低学年での物理教育の重要性が指摘された。2 年の物理を非常勤ではなく、応物の先生方に担当していただくことについて、大野先生にご意見をいただいた。要旨は以下の通り。

重要性は認識しており、低学年での学習内容をシラバス等で確認し、各専門学科からの要望に応え授業内容を精選している。

応物の教員で対応することは、低学年の学習状況及びその内容の確認を目的に、5 年に 1 度の程度なら不可能

ではないが、専門科目担当教員として常時対応することは困難である。

最後に大野先生から、平成13年9月18日に学校長より現在の2年物理の非常勤担当分を専門5学科で分担する案が示されたことがあると報告された。

2. 地学の科目新設について

JABEE 審査での問題点

地球科学は JABEE 審査で不可欠な内容になっており、現在は地理でその対応を予定しているが、次回カリキュラム改定時には相当科目の新設を検討する必要がある。

物理、応用物理での対応策

当面の対応として、一般科目の物理ではその内容を含めることは困難であるが、応用物理で相当する内容を取り扱うことが可能かどうか、大野先生と小川先生にご意見をいただいた。要旨は以下の通り。

3年の応用物理で「天体としての地球の概観」、 「地球のマントル構造」をテーマとして、計4時間分の講義を取り入れることは可能である。早速平成17年度より実施したい。

(シラバスに提案された内容が記されていることを確認した。)

(出典 物理・応用物理教員ネットワーク議事要旨)

シラバス、試験問題、成績評価資料等により、授業内容・水準をフォローアップ委員が点検評価する。委員は担当教員と面談を行い問題点・改善案を検討し、フォローアップ委員長に報告する。電気情報工学科の点検で、専門科目、数学・応用数学、物理・応用物理の授業内容の調整が指摘され、教務会議の教員ネットワークWGが中心になり検討した。議事要旨を資料2-2-2に示す。

資料2-2-2

「電気情報工学科専門科目と数学・応用数学、物理・応用物理の連携」

平成18年3月13日

教員ネットワーク会議(電気情報工学と数学・応用数学・物理・応用物理の連携)議事要旨

日時:平成18年3月13日(月)11:00~12:30

場所:大会議室

参加者:電気情報工学科学科長 所先生,

点検評価・フォローアップ委員長・専門基礎応用物理担当教員代表 大野先生

専門基礎応用数学担当・教務会議教員ネットワークWG委員 森口先生 専門基礎応用物理学担当 小川先生

一般科目物理担当教員 藤垣先生 一般科目数学担当教員 中島先生 教務主事 稲葉

議題:

1. 電気情報工学科の教育課程について

資料1

電気情報工学科の学習・教育目標、科目系統図、シラバス(数学・応用数学、物理・応用物理、電気回路系、電気磁気学系、電子工学系)の配布資料を確認した。

2. 電気情報工学科と数学・応用数学・物理・応用物理の連携について

電気情報工学科の学科会議において、数学・応用数学、物理・応用物理との連携が必要であることが指摘され、点検評価・フォローアップ委員長からも、教員ネットワークを立ち上げるよう指示があった背景を説明した。

1) 各科目キーワードの確定

資料2

・電気情報工学科で決めている科目キーワードの応用数学・応用物理担当分を確認した。

2) 応数のラプラス変換の時期の確認

- ・ 4年で実施されていることを確認した。電気回路(3年)では詳しくは4年で学ぶことを言及する。
- 3) 電気磁気学と数学・応用数学・物理・応用物理の連携の確認
- ・ 2年の数学と電気磁気学で連携がはかられており、電気磁気学の内容を入れ替えて実施している。
 - ・ 積分の授業にあわせて、電気磁気学で授業に取り入れている。
 - ・ 物理、応用物理で教える電気磁気学は物理よりの話とし、各学年の最後に行っている。
 - ・ 2年後期から3年前期にかけての電気磁気学で数学と連携が取れない分野があり、教育課程の改正時に電気情報工学科で電気磁気学を3年からはじめることを検討することになった。
 - ・ 応用物理については、力学・熱力学が主体であり問題はない。
- 4) 回路と数学・応用数学・物理・応用物理の連携の確認
- ・ 複素数に関して連携が取れていないので、第1学年の複素数の授業で極座標(特に偏角)について説明を入れることになった。
 - ・ クラメル公式については非常によい連携となっていることを確認した。
 - ・ フーリエ級数展開、ラプラス変換については回路では簡単に触れ、4年の応用数学で学ぶことを言及する。
- 5) 応物、電子工学、光・量子エレクトロニクス、半導体工学(専攻科)の連携の確認
- ・ それぞれにすみ分けが行われており、大きな問題はない。
3. 今後の連携方法の確認
- 教育課程改正時に、再度、調整する。
4. 点検方法の確認
- 議題で取り上げた科目については、定期試験終了時に、一般科目(自然)、電気情報工学科、専門基礎間で模範解答をコピーしてやりとりし、問題やそのレベルを把握しておくことになった。(平成17年度後期期末試験分から実施)
5. その他。
- 他学科でも教員ネットワークを組みたい旨、教務主事より依頼があった。
- (出典 教員ネットワーク会議議事要旨)

電気磁気学と数学で第2学年の連携を図った。電気磁気学の該当箇所のシラバスを資料2-2-3に示す。中間試験の後は電気磁気学の教科書ではガウスの法則に入るが、数学では積分を習い始めたばかりであり、教科書の順序を入れ替え回路系の章を先に実施している。第11回の各種形状の抵抗の算出法では、体積や面積を求める積分が数学で教えられたのを確認し実施している。

「電気磁気学シラバス」

平成18年度 岐阜工業高等専門学校シラバス						
教科目名	電気磁気学 I	担当教員	熊崎裕教			
学年学科	2年 電気情報工学科	開講時間数	後期 2時間	必修	単位数	1単位
学習・教育目標	(D-4 (1)) 100%					
授業の目標と期待される効果： 電気と磁気及びその相互作用に伴う物理現象や法則を理解し、関連する物理的、工学的諸問題についての洞察力、計算能力を習得する。具体的な学習・教育目標を以下に示す。 ①クーロンの法則を理解し、使いこなせる ②電位の概念を理解し、電位計算ができる ③電界の概念を理解し、電界計算ができる ④直流回路の計算ができる ⑤形状の異なった材料の抵抗計算ができる	成績評価の方法： 中間試験 100 点+期末試験 100 点+小テストおよびレポート 70 点とし、総得点率 (%) によって成績評価を行なう 達成度評価の基準： 教科書の演習問題と同等レベルの問題を試験で出題し、下記の項目について 6 割以上の正答レベルまで達していること。成績評価への重みは均等である。 ①クーロンの法則を理解し、電荷に働く力等が正確に計算できる ②電位の概念を理解し、電位に関する各種の計算が正確にできる ③電界の概念を理解し、電界に関する各種の計算が正確にできる ④各種の直流回路に関する計算が正確にできる ⑤同じ材質からなる各種形状の抵抗体について、全抵抗が正確に計算できる					
授業の進め方とアドバイス：小テストや演習を多く取り入れる。ベクトルなど数学的な準備が必要不可欠である。授業に集中するとともに、できるだけ多くの問題に各自で積極的に取り組むことが重要である。						
教科書および参考書：電気磁気学（安達三郎、大貫繁雄著・森北出版・2002.11）を教科書として用いる						
授業の概要と予定：後期						
第 1 回：電気磁気学の概論、 授業の進め方、ベクトルの基本概念を説明						
第 2 回：電荷、クーロンの法則 電荷の概念とクーロンの法則の理解						
第 3 回：合力、静電誘導 クーロンの法則を用いた計算例、静電誘導の基本概念						
第 4 回：電界、電気力線 概念とそれらの関係を説明						
第 5 回：電界の計算例 電界計算に関する演習問題						
第 6 回：電位差と電位 概念の説明と関連した演習問題						
第 7 回：等電位面と電位の傾き 両者の関係を説明、それに関連した演習問題						
第 8 回：中間試験						
第 9 回：電流、抵抗、オームの法則 基本概念を説明、それに関連した演習問題						
第 10 回：抵抗の性質、電気伝導モデル 形状および物性の関連について説明						
第 11 回：各種抵抗値の算出方法 形状依存性についての演習問題						
第 12 回：直流回路、キルヒホフの法則 回路網と等価回路の基本について説明						
第 13 回：ジュールの法則、定常電流界 電力との関連を説明						
第 14 回：演習問題						
第 15 回：演習問題および後期の復習						
期末試験						
第 16 回：フォローアップ（期末試験の解答の解説など）						

(出典 平成18年度シラバス)

(分析結果とその根拠理由)

点検評価・フォローアップ委員長又は学科長からの指示で、教務会議の教務会議教員ネットワーク WG 委員によって教員ネットワークを構築する。一般科目及び専門科目担当教員間の連携（電気情報

工学科，数学・応用数学，物理・応用物理）により，シラバスに示すように実績を上げている。

観点 2 - 2 - 1 : 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

(観点に係る状況)

教育活動を支援する教員組織として，学級担任及び学年主任を置き（資料 2 - 2 - 1 - 1 及び資料 2 - 2 - 1 - 2），学級運営及び学生指導に当たっている。低学年では，学習指導，生活指導を実施している。高学年では，研修旅行，インターンシップ，進学・就職指導等を実施している。指導方法等については，「学級担任の手引き」（資料 2 - 2 - 1 - 3）を配付し，年 6 回の学級担任会議（資料 2 - 2 - 1 - 4）を通して，教育活動への支援を行っている。

資料 2 - 2 - 1 - 1

岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程

(学級担任)

第 13 条 本校の学級に学級担任各 1 名を置き，原則として，本校の講師以上の教員のうちから学科長の指名により，校長が任命する。

2 学級担任は，当該学級の運営及び学生指導等に関することを所掌する。

(学年主任)

第 14 条 本校の学年に学年主任各 1 名を置き，学級担任のうちから教務主事の推薦により，校長が任命する。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料 2 - 2 - - 2

4 . 平成 1 7 年度の校務分掌

(1) 学級担任

学 年	機械工学科	電気情報工学科	電子制御工学科	環境都市工学科	建築学科
第 1 学年	山本浩樹	柴田純子	藤垣雅司	宮口典之	久世早苗
第 2 学年	山本浩貴	酒井道宏	中島泰貴	井上英俊	野々村咲子
第 3 学年	小栗久和	安田 真	遠藤眞一郎	水野和憲	藤田大輔
第 4 学年	山本雄三	羽淵仁恵	木下祥次	吉村優治	今田太一郎
第 5 学年	片峯英次	山田 功	福永哲也	津村靖邦	下村波基

印は、学年主任

(2) 各主事及び専攻科関係会議

会議名	会議委員等
教務会議	稲葉成基（教務主事），鈴木正人（教務主事補佐），亀山太一，中島 泉，森口博文 山田 実，出口利憲，藤田一彦，土井康生
専攻科会議	河村隆雄（研究主事），和田 清（専攻科長），長南功男（専攻科主任） 清水晃，岡田章三，池田徹之，石丸和博，富田睦雄，北川秀夫，廣瀬康之，青木哲
学生会議	高原清志（学生主事），久保田圭司，麻草淳，奥川雅之，富田睦雄，遠藤 登 奥村 徹，青木 哲
寮務会議	上原敏之（寮務主事），伊藤直之，深尾武史，中谷 淳，山田博文，畑中裕司 岩瀬裕之，角舎輝典

（出典 学生便覧）

資料 2 - 2 - - 3

「学級担任の手引き」	目 次
学級担任の任務	2
会議等への出席	3
日常における学生指導（特に 1 ~ 3 学年）	4
学年始めにおける学生指導	7
学年末に提出または返却する書類と学生指導	1 2
定期試験実施に伴う指導事項	1 4
長期休業に伴う学生指導	1 5
インターンシップに関する学生指導(案)	1 6
進路指導について	1 7
担任の手引 Q&A	1 9
諸手続一覧	2 1
高等学校卒業程度認定試験と本校の履修科目対応	2 4
「行動及び性格の記録」の記入について	2 5

（出典 教務掲示板）

平成17年度学級担任会議議事

第1回 平成17年4月4日(月)

1. 教務関係

- (1) 平成17年度の教育目標などについて
- (2) 平成17年度の学校行事(研修)について
- (3) 学年講演会について
- (4) 教室が勉学の場にふさわしい環境の維持について
- (5) 学級運営要領に基づく学級委員などの選出について
- (6) 平成17年度留学生について
- (7) 出席状況の把握について
- (8) 春季課題試験について
- (9) その他

2. 学生関係

- (1) 平成17年度学生指導について
- (2) 掃除について
- (3) 通学方法調査と交通安全教育について
- (4) 学生会行事について
- (5) 奨学生募集説明会について
- (6) 健康診断について
- (7) 始業式の着席順について
- (8) 保健室だよりについて
- (9) 教室のロッカー, 清掃用具の使用指導について
- (10) その他

3. 寮務関係

- (1) 平成17年度指導方針について
- (2) 平成17年度前期寮生会役員名簿について
- (3) 新入寮生について
- (4) 平成17年度寮生数一覧表について
- (5) 平成17年度前期部屋割り表について
- (6) 平成17年度寮棟別指導分担について
- (7) 平成17年度寮務関係校務分掌について
- (8) 寮行事予定について
- (9) その他

第5学年学級担任会議 平成17年4月12日(火)

- (1) 大学編入学及び専攻科入学について
- (2) 講演会などの企画について
- (3) その他

第3・4学年学級担任会議 平成17年4月12日(火)

- (1) 平成17年度第4学年(第3学年)研修旅行実施に関する日程について
- (2) その他

第2回 平成17年6月15日(水)

1. 教務関係

- (1) 学級懇談会について
- (2) 夏期休業に伴う諸行事について
- (3) 教室の維持管理についての確認について
- (4) 注意事項について
- (5) 高等学校卒業程度認定試験と本校の履修科目との対応表について
- (6) 平成17年度3月退学を申し出た者の学年修了要件について
- (7) その他

2. 学生関係

- (1) 学生指導・交通事故・紛失・盗難などについて
- (2) 周辺住民からの苦情について
- (3) 校内駐輪場及び北方真桑駅自転車指導について
- (4) 「高専だより」第108号について
- (5) 「各種コンテスト」への応募について
- (6) 「藤田誠一君を救う会」代表大石佳知氏講演について
- (7) その他

第3回 平成17年8月16日(金)

1. 教務関係

- (1) 保護者懇談会報告について
- (2) 試験に伴う学生指導について
- (3) 平成17年度の個人懇談会について
- (4) 研修旅行について
- (5) 選択科目(後期)の教科書購入について
- (6) 夏季実習による単位認定届けについて
- (7) 履修に関する特例について
- (8) その他

2. 学生関係

- (1) 学生指導について
- (2) 学生会について
- (3) 掃除について
- (4) 学級活動指導者賞について
- (5) 後期授業料免除説明会について
- (6) 耐震対策(ロッカーの固定)について
- (7) その他

第4回 平成17年11月16日(水)

1. 教務関係

- (1) 仮進級者の学力向上補習実施と成績評価について
- (2) 専攻科進学・大学編入学及び大学院入学希望者ガイダンスについて
- (3) 卒業予定者の卒業証書作成原簿の提出について
- (4) 遅刻・欠課及び忌引等の届けについて
- (5) 後期中間試験・中間のまとめについて
- (6) 年末(12月22日(木))の日程について
- (7) その他

2. 学生関係

- (1) 学生指導について
- (2) 学生会について
- (3) 保護者への連絡(冬季休業のお願い)について
- (4) 自転車及び自動車関係について
- (5) 近隣地区住民への迷惑行為について
- (6) 通学生の寮立ち入り禁止について
- (7) 学級指導者賞について
- (8) クラス清掃指導について
- (9) 校長及び学生主事のクラス巡回について
- (10) その他

(出典 学級担任会議議事)

課外活動を支援する教員組織として、3名以上のクラブ顧問を配置(資料2-2-5)し、クラブ運営指導、技術指導及び生活指導を行っている。指導方法については、年3回のクラブ顧問連絡会議(資料2-2-6)を開催し、課外教育活動の支援を行っている。

(資料 2 - 2 - - 5)

クラブ	顧問	クラブ	顧問
陸上競技	吉村(優), 藤垣, 鈴木(正), 清水	落語研究会	中島(泰), 佐藤
サッカー	奥川, 福永, 畑中, 中谷	E・S・S	柴田(純)
硬式野球	麻草, 片峯, 亀山, 酒井, 伊藤	囲碁・将棋	中島(泉), 篠原, 鈴木(孝), 木下
ソフトテニス	石丸, 井上, 出口, 稲葉(金)	新聞	臼井, 遠藤(眞)
バレーボール	久保田, 和田, 鶴田, 富田	通信	上原, 森, 北川(恵)
バスケットボール	久世, 角野, 山本(樹), 西田, 深尾	ロボット研究会	三代, 稲葉(成), 長南
卓球	小栗, 角舎, 野々村	エコラン	北川(秀), 田中
柔道	山本(貴), 岡田, 池田	コンピュータ	廣瀬, 安田
剣道	山田(実), 藤田(一), 高原	写真	山本(雄)
水泳	小川, 遠藤(登), 岩瀬, 宮口	(同好会)	
ハンドボール	武藤, 奥村, 今田	合唱同好会	加藤, 羽淵
テニス	津村, (熊崎), 土井, 青木, 山村	緑華同好会	篠原, 田中
バドミントン	所, 水野(和), 山田(博)	空手同好会	久綱, 上原
ラグビー	森口, 柴田(良)	体操競技同好会	田中
応援部	下村, 久綱	ボディービル	森
美術	藤田(大), 山田(功)	(休部中)	
吹奏楽	羽淵, 大野, 河村, 加藤	演劇	青木(哲)

(出展 学生便覧)

(資料 2 - 2 - - 6)

平成17年度クラブ顧問連絡会議議事

第1回 平成17年4月13日(水)

- (1) 平成17年度クラブ・同好会顧問について
- (2) 平成16年度教育後援会決算及び平成17年度教育後援会予算について
- (3) クラブ指導にかかわる提出書類について
- (4) コーチ謝金について
- (5) 平成17年度地区・全国体育大会について
- (6) サークル活動研修会について
- (7) クラブ登録用紙の提出とクラブ員名簿について
- (8) 学生会クラブ活動援助金について
- (9) 5月連休中の合宿について
- (10) その他

第2回 平成17年6月22日(水)

- (1) 第43回(平成17年度)東海地区高専体育大会について
 - 寮生の食事などについて
 - 合宿について
 - 事務連絡

(2) その他

第3回 平成18年1月11日(水)

(出典 クラブ顧問連絡会議議事)

クラブ及び同好会の部長及びマネージャーによるサークル活動研修会を実施し、活動の目的、遵守事項及び施設使用方法などの指導(後述資料7-1-5)を行っている。

学科・学年を越えた問題等、担任又は学年主任では解決しにくい事項は、教務会議、学生会議、寮務会議等で審議・検討し、問題の解決に当たる(資料2-2-7)。学習相談又は精神的な悩みに関する相談等に対応するため、学生相談室を設置し随時相談に応ずる体制を整えている(資料2-2-8及び資料2-2-9、後述資料7-2 1~7-2 5)。

(資料2-2-7)

岐阜工業高等専門学校学生支援委員会学生相談部門委員会内規

平成16年6月30日
学生支援委員会決定

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校学生支援委員会規程(平成16年学校規則第29号)第6条第2項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校学生支援委員会に、学生相談部門委員会(以下「部門委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 部門委員会は、次の各号に掲げる具体的な事項について調査審議する。

- 一 学生相談の方針に関する事。
- 二 学生相談室の運営に関する事。
- 三 学生相談員の研修に関する事。
- 四 その他学生相談に関する事。

(組織)

第3条 部門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生相談室長
- 二 学生相談員
- 三 看護師
- 四 その他学生相談室長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 部門委員会に委員長を置き、学生相談室長をもって充てる。

- 2 委員長は、部門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴

くことができる。

(庶務)

第 6 条 部門委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、部門委員会の運営に関し必要な事項は、部門委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 6 月 30 日から施行する。

(出展 岐阜工業高等専門学校規則集)

(資料 2 - 2 - - 8)

学生相談室(カウンセリング)

学生諸君のいろいろな悩みや問題の相談に応じ支援していくために、学生相談室を開設している(福利施設「伊吹」2階)。一人でくよくよすることなく、気軽に利用してほしい。

対応は相談室担当教員(教員室前に「学生相談員」のプレートが掲げてある。)と看護師(保健室)が行っている。担当教員名や開設時間など、学生相談室については、学生相談室ホームページに掲載してある。

また、専門のカウンセラーによる相談日もある。詳細については保健室を訪れること。

保健室前に設置してある相談箱や E-mail (ghkn@gifu-nct.ac.jp 学生相談室ホームページからでも送信可能)での相談も受け付けているので、これらも是非利用してほしい。秘密については厳守している。

学生相談室開室時間

学生相談員 月～金曜日 15時から16時30分(その他教員室でも対応)

カウンセラー 毎週水・木曜日 14時30分から17時30分

(祝日、休講等により変更有り)

(出典 学生便覧)

(資料 2 - 2 - - 9)

平成 18 年度学生相談室員名簿

部門長 木下(D科)

委員 奥川(M科教員), 山本樹(人文科目), 野々村(人文科目), 小川(専門基礎)

看護師

陪席 学生係長

(出典 平成 18 年度第 1 回教員会議資料)

学生寮は、教育施設であって学生の修学に便宜を供与し、規律ある集団生活を通じて自立協調の精神を養うことを目的としており、支援体制としては、寮務主事、各学科から選出された寮務会議委員 7 名及び学生課寮務係が、その指導に当たっている（資料 2 - 2 - - 1 0 及び資料 2 - 2 - - 1 1）。開寮中は、毎日教員 1 名及び事務職員 1 名による宿直勤務、土・日曜日及び休日には教員 1 名及び事務職員 1 名による宿日直勤務により、寮生活の指導に当たっている（資料 2 - 2 - - 1 2）。低学年寮生の相談に対応するため、週 3 日 A 寮に寮父を配置している（後述資料 7 - 2 7）。

（資料 2 - 2 - - 1 0）

岐阜工業高等専門学校寮務会議規程

平成 16 年 4 月 1 日

学校規則 第 6 号

（設置）

第 1 条 岐阜工業高等専門学校に、寄宿舍（以下「学生寮」という。）における学生指導等に関する事項を審議するため、寮務会議を置く。

（審議事項）

第 2 条 寮務会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 寮生の入退寮に関すること。
- 二 寮生の生活指導に関すること。
- 三 寮生の福利厚生に関すること。
- 四 寮生の安全管理に関すること。
- 五 寮生会活動の指導に関すること。
- 六 学生寮の施設・整備に関すること。
- 七 寄宿料の免除に関すること。
- 八 その他学生寮の管理運営に関すること。

（組織）

第 3 条 寮務会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 寮務主事
- 二 寮務主事補佐
- 三 各専門学科から選出された教員 各 1 名
- 四 一般科目から選出された教員 2 名
- 五 学生課長

2 寮務主事補佐が選出された専門学科又は一般科目については、前項第 3 号又は第 4 号に規定する人数から 1 名を減ずるものとする。

（委員の職務）

第 4 条 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる委員は、寮務会議が所掌する事項について寮務主事及び寮務主事補佐の職務を補佐するものとする。

（任期）

第 5 条 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(寮務会議の招集及び議長)

第6条 寮務会議は、寮務主事が招集し、その議長となる。

2 寮務主事に事故があるときは、寮務主事補佐がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 寮務会議の庶務は、学生課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第2号の規定にかかわらず、寮務主事補佐を置かないことができる。この場合において、第6条第2項の規定の適用については、「寮務主事補佐」とあるのは、「寮務主事があらかじめ委員のうちから指名した者」と読み替えて適用するものとする。

(出典 学校規則 第6号)

(資料 2 - 2 - - 1 1)

平成 18 年度入寮のしおり

目 次

入寮手続について

- | | |
|----------------|-------|
| 1 入寮許可者の手続 | 1 頁 |
| 2 入居の寮棟 | 〃 |
| 3 荷物・身の回り品等の搬入 | 〃 |
| 4 寮内持込許可・禁止物品等 | 2～3 頁 |

入寮式等について

- | | |
|------------|-----|
| 1 入寮式 | 4 頁 |
| 2 入寮日 | 〃 |
| 3 食 事 | 〃 |
| 4 保護者との懇談会 | 〃 |

入寮後の手続について

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 遠隔地被保険者証（健康保険証）の取得 | 4 頁 |
| 2 発行機関 | 〃 |
| 3 証明書の交付 | 〃 |

寮費について

- | | |
|---------------|-----|
| 1 寄宿料 | 5 頁 |
| 2 寮生会費 | 〃 |
| 3 寄宿舎経費 | 〃 |
| 4 給食費 | 〃 |
| 5 納入についての注意事項 | 6 頁 |
| 6 既納の寮費の取扱い | 7 頁 |

学寮生活のために

- | | |
|----------------|------|
| 学寮の目的 | 8 頁 |
| 1 入寮・退寮 | 9 頁 |
| 2 秩序・風紀 | 〃 |
| 3 食事 | 10 頁 |
| 4 保健・衛生 | 〃 |
| 5 外出・外泊・面会 | 11 頁 |
| 6 施設・設備の保全 | 12 頁 |
| 7 寮内持込物品の基準 | 〃 |
| 8 寮内持込許可物品使用心得 | 〃 |
| 9 電気器具の使用心得 | 13 頁 |

(出典 学寮資料)

(資料 2 - 2 - - 1 2)

岐阜工業高等専門学校学生寮教員宿日直内規

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 13 条の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)学生寮における教員の宿日直の実施に関して必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(宿日直勤務を命ずる日)

第 2 条 宿日直勤務を命ずる日は、原則として、岐阜工業高等専門学校学則第 5 条第 4 号から第 7 号のうちに規定する休業日を除く日とする。ただし、校長は、必要がある場合は休業日においても宿日直勤務を命ずることができる。

(宿日直勤務を免除する者)

第 3 条 規則第 5 条第 3 号に規定するその他免除することが適当と校長が認めた者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 宿日直を免除する者 当該年度内に定年に達することとなる者。ただし、本人から宿直又は日直に従事する申出があった場合はこの限りでない。
- 二 宿直を免除する者 次に掲げる者。ただし、イに掲げる者のうち、本人から宿直に従事する申出があった場合はこの限りでない。
 - イ 前年度の末日において 60 歳以上の者
 - ロ 女性職員

(教務主事、研究主事及び学生主事の取扱い)

第 4 条 教務主事、研究主事及び学生主事は、前条の規定に該当する者を除き、それぞれ前期 1 回及び後期 1 回の宿直又は日直に従事するものとする。

(寮務主事等の取扱い)

第 5 条 寮務主事、寮務主事補佐及び岐阜工業高等専門学校寮務会議規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する者は、毎月曜日及び木曜日の宿直並びに学生寮の行事等で必要と認める日の宿直又は日直に従事するものとする。

(宿日直の命令及び割振り)

第 6 条 宿日直は、校長が命ずる。

2 宿日直の割振りは、寮務主事が定め、校長の決裁を得た上、実施する月の前月の末日までに各教員に通知するものとする。

(記録等)

第 7 条 宿日直教員は、別紙様式に定める学生寮当直日誌に宿日直の記録を記載し、寮務主事に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 宿日直に関する事務は、学生課寮務係が所掌するものとする。

附 則

1 この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 岐阜工業高等専門学校学寮宿日直規則（昭和47年4月1日制定）及び岐阜工業高等専門学校学寮宿日直取扱内規（平成15年5月14日制定）は、廃止する。

岐阜工業高等専門学校職員宿日直内規

（趣旨）

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構職員宿日直規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における職員の宿直及び日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

（宿日直勤務を命ずる日）

第2条 宿日直勤務を命ずる日は、下足として、岐阜工業高等専門学校学則第5条第4号から第7号までに規定する休業日を除く日とする。ただし、校長は、必要があると認める場合は休業日においても宿日直勤務を命ずることができる。

（宿日直勤務箇所及び人員）

第3条 宿日直勤務の箇所及び人員は、次のとおりとする。ただし、校長は必要に応じ、宿日直勤務の箇所及び人員を変更することができる。

（宿日直勤務を行う者）

第4条 宿日直勤務を行う者は、変更常勤職員とする。ただし、事務部長及び課長を除く。

（宿日直勤務の免除）

第5条 規則第5条第3号に規定するその他免除することが適当と校長が認めた者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該年度に定年達することとなる者
- 二 あらかじめ理由を付して承認を受けた者

（宿日直勤務の割振り及び通知）

第6条 庶務課長は、1か月ごとに宿日直勤務の割振りをし、校長の決裁を受けた後、あらかじめ宿日直勤務者に通知するものとする。

（宿日直勤務の交替）

第7条 規則第7条第1項による宿日直の交替については、あらかじめ宿日直勤務交替願（別紙様式）を提出して校長の承認を得て、第4条に定める他の職員と交替することができる。

第8条 この内規に定めるもののほか、宿日直の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岐阜工業高等専門学校宿日直規則（昭和61年9月24日制定）は、廃止する。

（出展 岐阜工業高等専門学校規則集）

留学生への支援体制は、国際交流委員会において、年度ごとの支援計画を策定し、実施している。
（資料2-2- -13及び資料2-2- -14）

(資料 2 - 2 - - 1 3)

岐阜工業高等専門学校国際交流委員会規程

(設置)

第 1 条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 国際交流(留学生を含む。以下同じ。)に係る基本方針に関すること。
- 二 国際交流事業(海外インターンシップ事業を含む。)の推進及び広報活動に関すること。
- 三 留学生の受入計画・支援事業に関すること。
- 四 その他国際交流に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 寮務主事、教務主事、研究主事及び学生主事
- 二 庶務課長及び学生課長
- 三 その他寮務主事が指名した者

(任期)

第 4 条 前条第 3 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成 1 6 年 5 月 1 2 日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第 3 条第 3 号の委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までとする。

3 岐阜工業高等専門学校留学生委員会規程(平成 9 年 3 月 1 8 日制定)は、廃止する。

(出展 岐阜工業高等専門学校規則集)

(資料2 - 2 - - 14)

平成17年度国際交流委員会議事

第1回 平成17年4月25日(月)

- (1) 平成16年度外国人留学生関係活動・行事实績について(報告)
- (2) 海外インターンシップ派遣について
- (3) 国際交流委員会各種行事担当委員(案)について
- (4) 校長と留学生との懇談会実施について
- (5) 平成18年度以降の留学生受入方針について
- (6) 平成17年度「国費留学生への支援の充実」事業の予算要求について
- (7) その他

外国人留学生交流会実施について

マレーシア大使館等からの視察について

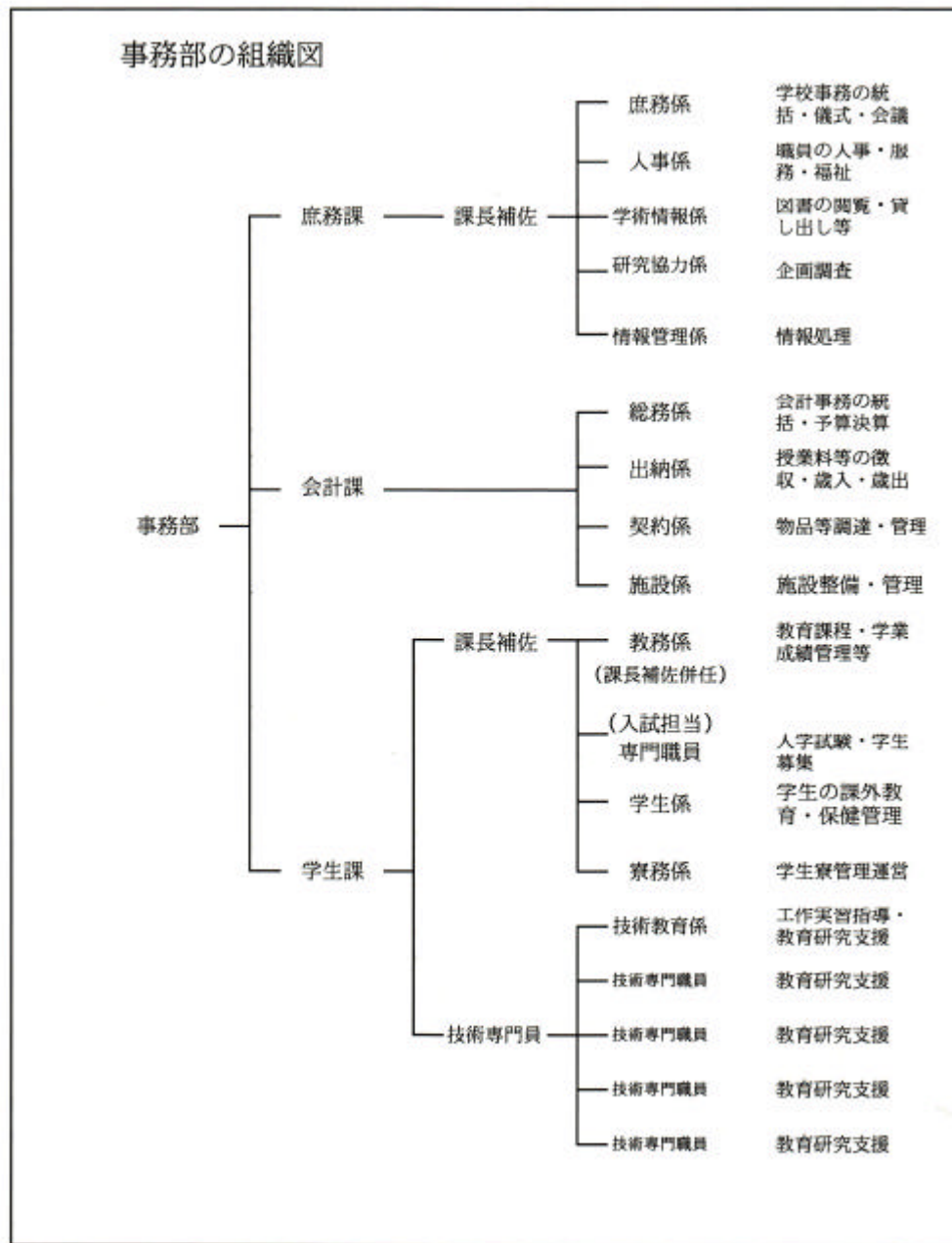
第2回 平成18年3月3日(金)

- (1) 海外インターンシップ派遣者の承認について
- (2) 本科生の語学研修支援について
- (3) 平成17年度外国人留学生関係活動・行事实績について
- (4) 平成18年度本校当番の外国人留学生関係行事について
- (5) 平成18年度入学予定の留学生について
- (6) その他

(出展 17年度国際交流委員会)

事務サポート組織として学生課を配置している。教務係では、学級担任，教務会議及び専攻科会議関係を，学生係では，クラブ顧問関係，学生相談関係及び学生会議関係のサポートを行っている。寮及び留学生を含む国際交流の事務支援として寮務係を配置している（資料 2 - 2 - - 15）。

（資料 2 - 2 - - 15）



（出典 庶務課）

(分析結果とその根拠理由)

学級担任，クラブ顧問等が学生を直接指導し，サポートする体制として，学年主任，教務会議及び学生会議があり，十分機能している。寮生及び留学生には，寮務会議委員，国際交流委員会等，組織的にサポートしている。

学習相談，精神的な悩み等に対応するため，週2回の外部カウンセラーによる相談体制及び学生相談員による相談体制が整っている。オフィスアワーによる学生相談にも応ずる体制が整っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

主管会議，運営会議，教務会議，専攻科会議及び点検評価フォローアップ委員会が機能している。特に，点検評価フォローアップ委員会はJABEEの試行審査，日本工学教育協会の全国大会のオーガナイズド・セッション等で高い評価を受け，多くの高専からの来訪や講演依頼がある。

スパイラルアップ会議は教育全般を総括して点検・評価・改善するものであり，平成16年度にはJABEEの点検項目にしたがって，点検・評価・改善した結果，全ての項目で改善が見られた。

平成17年度は，各会議，委員会等の活動実績及び自己点検に基づき点検・評価を実施し，改善事項を指示し，今後の運営等の見直しをすることとしている。

(改善を要する点)

該当なし

(3) 基準2の自己評価の概要

機械工学科，電気工学科及び土木工学科を設置し，時代の要請とともに建築学科及び電子制御工学科を増設した。社会の進歩に見合った教育課程の変革を行うため，土木工学科を環境都市工学科に改組した。電気工学の幅広い需用に答え，学生の適正にあった選択を可能にするため，電気工学科を電気情報工学科に改組し，第四学年に電気電子工学コースと情報工学コースのコース制を導入した。

東海地区は自動車産業等を中心とした機械系や制御系の技術者，電気電子工学関係の技術者あるいはソフトピアに代表されるような情報系のベンチャー企業から要請のある情報技術者への要望が高い。また，木曾三川に代表される環境都市(土木)技術者や建築家への要望も高い。地域の要望に答えることのできるバラエティに富んだ学科構成であり，教育目標の一つである「教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成」と整合しており，地域貢献するために適切なものである。

本校の教育目標の一つである「先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成」のために，情報処理センターを設置している。情報処理センターは三つの演習室を用意し，同時に3学級が情報関係の授業を並列開講することができる。また，利用時間も午後8時までと学生の要望に十分に配慮したものである。本校の教育目標の一部である「実践力を備えた技術者の育成」のために，実習工場を設置している。実習工場は，時間外の使用に対応しており，学生の要望に配慮したものである。また，講習会を実施するなど安全配慮にも努めている。

本校の学校運営に関する主体的事業は主管会議及び運営会議において審議決定される。教育課程全体に関することについては，カリキュラム検討WGを設置し，その提案を上記の会議において審議してきた。また，教育課程に関する学科ごとの微細な変更などについては教務会議で検討し，主管会議，運営会議で審議決定している。この組織運営は十分に機能している。

各会議，委員会及びWGは1年間の活動実績，自己点検及び改善案をスパイラルアップ会議に報告し，同会議はこれを点検・評価して改善を指示するシステムを平成15年度から実施し，成果を得ている。